



令和7年8月18日

茨城労働局長
佐藤 悦子 殿

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲

茨城県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月7日付け茨労発基 0707 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本年の審議においては、労使が協力して持続可能な社会の実現を目指し賃上げに向け議論するなかで、原材料価格や人件費の上昇への対応が困難な中小企業・小規模事業者に対する支援の必要性が強く認識された。そこで、国及び県に対して、中小企業・小規模事業者支援策と税・社会保険制度等に関連して、以下のような支援・制度改革を強く要望することになった。

1 中小企業・小規模事業者支援の充実

地域の経済と文化を支えてきた中小企業・小規模事業者に対する国及び県の多くの支援策を一層使い易く実効性のある支援制度へと改善することを要望する。深刻な人手不足下で人件費や原材料価格の上昇に直面する中小企業・小規模事業者が円滑な経営を推進できるよう、一層の支援を求める。

1. 「業務改善助成金」「いばらき賃上げ支援金」「いばらき業務改善奨励金」について

- 1) 支給要件緩和と申請から給付までのスケジュールの見直し等により、制度を利用しやすくすること。
- 2) 「いばらき賃上げ支援金」については、その趣旨を踏まえて支給要件を緩和すること及び次年度以降も支援を継続すること。本年度100円を超える引上げが要件とされ、本来支援が必要とされる中小企業・小規模事業者が支援が行き届きにくい状況になっている。
- 3) 本補助金等中小企業・小規模事業者支援策について、施策毎に予算額や

執行状況（助成対象企業数、執行総額および執行率等）等の情報開示を行うこと。

2. 「ものづくり補助金」「中小企業省力化投資補助金」について

- 1) 最低賃金を 30 円以上上回ること及び給与支給総額の増加等の支給要件を緩和し、中小企業・小規模事業者に配慮すること。本年度 100 円程度の引上げが要件とされ、中小企業・小規模事業者に支援が行き届きにくい状況がある。
- 2) 近年の人手不足下で中小企業・小規模事業者の多くは新規採用に努力しても退職者の補充が困難な状況にあることから、やむを得ざる目標の未達に対して配慮すること。
- 3) 複数の県に事業所が存在する場合には、全事業所ではなく一つ以上の県内事業所における賃金の引上げを支給要件とすること。
3. 人件費・原材料費・物流費等の価格転嫁について、中小企業・小規模事業者においても進むよう一層支援すること。
4. 官公需の発注においては、人件費について、最低賃金ではなく業界、職種平均賃金またはそれを上回る水準に設定すること。なお、業界平均賃金が全産業平均賃金より劣る場合には、業界の実情も考慮して発注額を設定すること。
5. 非正規雇用の処遇改善等を支援する「キャリアアップ助成金」をはじめ、「働き方改革推進支援助成金」、「人材確保支援助成金」等雇用関係の各種助成金についても賃上げ加算等一層支援を充実すること。
6. 休廃業・解散企業等のデータを中長期的に丁寧に収集・分析し留意すること。
7. 政府は中小企業・小規模事業者に対する支援策の主要方針を最低賃金の調査審議開始前に提示すること。

2 税・社会保険制度等の整備

最低賃金の引き上げが働く人の就業調整につながることをないように、働き方に中立な税・社会保険制度・賃金慣行を体系的に整備するよう国に強く要望する。「年収の壁」の問題から、近年、多くの中小企業・小規模事業者が賃金の引上げに尽力しているにもかかわらず、従業員の年収及び就業時間調整が年々厳しくなり、人手不足に拍車がかかり企業経営に困難をきたすという悪循環が生じている。働く人にとっては、賃金の引上げが手取りの増加へと直結する訳ではなく、本来の目的である生活の安定へとつながりにくくなっている。抜本的な解決策を強く要望する。

1. 物価の上昇等による必要生計費の上昇を反映して、基礎控除や給与所得控

除を見直し課税最低限を引き上げること。

2. 被扶養配偶者に対する社会保険制度や賃金慣行について制度改革を行うこと。

3 周知・啓発・情報提供等

茨城労働局に対しては、下記の3点を要望する。

1. 国および県に対する上記要望を伝達するとともに、県内自治体と連携し各種支援策を必要とする中小企業・小規模事業者にも周知・啓発し、制度の一層の利活用を促進するとともに、各種支援策の利用推移を把握すること。
2. 人件費等の上昇を反映した価格転嫁の必要性についても、県民の理解が得られるよう、国の政策について周知啓発を行うこと。
3. 次年度最低賃金審議会開始までに県内の経済動向を取り纏め、審議会委員へ報告すること。

参考事項

平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会「平成20年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき、最新のデータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の茨城県最低賃金（時間額953円）は、令和5年度における茨城県の生活保護水準を下回っていないことを確認した。

茨城県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
茨城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,074 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

茨城県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 茨城県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 953円
- (3) 発 効 日 令和5年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和5年度
- (3) 生活保護水準
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の茨城県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（94,894円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づいた上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると茨城県最低賃金が生活保護水準を下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

953円（茨城県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）

×0.807（可処分所得の総所得に対する比率※）＝133,665円

※0.807は令和5年度地域別最低賃金額の最低額893円で月173.8時間働いた場合の令和5年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。